

別記（別紙1～4共通）

【補助要件等】

次に掲げる（ア）～（カ）を全て満たすことを補助要件とする。

（ア） 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

（イ） 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

・「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

（ウ） 介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため、別表1、2又は3により介護テクノロジーを導入する介護事業所は、別表4の「（ア）第三者による業務改善支援」又は「（イ）介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けることを要件とする。

ただし、厚生労働省主催「介護現場における生産性向上推進フォーラム」「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」や「あおり介護生産性向上相談センター」が実施するセミナー等、オンライン・オンデマンド配信を含む、介護現場の生産性向上に関する研修の受講に替えることも可能とする。

（参考）厚生労働省主催「介護現場における生産性向上推進フォーラム」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html

厚生労働省主催「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2023.html

あおり介護生産性向上相談センター主催 <https://aosyakyu.jp/>

生産性向上推進フォーラム（R5.11.9実施済）

あおり介護生産性向上推進セミナー（R6.11.19実施予定）

(エ) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、国実施要綱6に基づき、業務改善計画を作成すること。

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>)

- ・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>)

- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

- ・介護ロボットのパッケージ導入モデル

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000928398.pdf>)

- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(掲載先：https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add16_02jigyohokokusho.pdf)

(オ) 補助を受けた事業所は、科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(カ) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)